

事務連絡  
令和4年4月20日

横浜市内 障害児者施設・障害児者サービス実施事業所  
高齢者施設・介護事業所  
運営法人代表者・関係施設 施設長（管理者）様

横浜市健康福祉局障害施策推進課長  
介護事業指導課長  
高齢施設課長  
こども青少年局障害児福祉保健課長

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者待機期間短縮用抗原検査キットの  
配布について（通知）

各事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、日々ご対応いただき、心より御礼申し上げます。

このたび、感染拡大を防止する観点から、施設・事業所等の職員や利用者に、セルフチェックとして迅速な検査が実施できるよう、抗原検査キットを配布いたします。

つきましては、職員・利用者に感染の疑いのある症状が出た場合や、濃厚接触者となった職員の従事がサービスの継続に必要と判断される場合の待機期間短縮のためにお使いください。

また、必要に応じて職員の出勤や利用者のサービス内容の調整等の対応をお願いいたします。

1 送付物

富士フィルムメディカル株式会社 富士ドライケム IMMUNO AG ハンディ COVID-19Ag

※ 4月25日以降、順次配送される見込みです。

2 対象事業所

横浜市内事業所（宿泊を伴うサービス実施施設：10セット、通所・訪問系事業所：5セット）

※ ひとつの事業所で複数の事業を実施している場合、それぞれの事業に対して抗原検査キットが配送されます。

3 使用について

医療従事者の常駐しない施設等において医療従事者の管理下で実施することが困難な場合には、検体採取に関する注意点を理解した職員の管理下で行う必要があります。該当する場合は、以下の研修資料をご確認のうえ、適切にキットを使用してください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00270.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html)（厚労省 HP）

担当 横浜市健康福祉局障害施策推進課 [kf-syosuishin@city.yokohama.jp](mailto:kf-syosuishin@city.yokohama.jp)  
介護事業指導課・高齢施設課 [kf-corona@city.yokohama.jp](mailto:kf-corona@city.yokohama.jp)  
こども青少年局障害児福祉保健課 [kd-syogaijifukuho@city.yokohama.jp](mailto:kd-syogaijifukuho@city.yokohama.jp)

## 【参考】

### ●濃厚接触者である同居家族等について

- ・陽性者と生活を共にする家族や同居者の待機期間は、以下のいずれか遅い方(※1)を0日目として、7日間(8日目解除)とする
- ・当該陽性者の発症日(当該陽性者が無症状(無症状病原体保有者)の場合は検体採取日)
- ・当該陽性者の発症等により住居内で感染対策(※2)を講じた日

(※1) 当該同居家族等の中で別の家族が発症した場合は、改めてその発症日(当該別の家族が無症状の場合は検体採取日)を0日目として起算する。また、当該検査陽性者が診断時点で無症状病原体保有者であり、その後発症した場合は、その発症日を0日目として起算する。

(※2) ここで言う感染対策は、日常生活を送る上で可能な範囲での、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共用を避ける、消毒等の実施などの対策を想定しており、保健所の指示に基づく対策の実施や、濃厚接触者とならないよう厳格に隔離等を行うことまでを求めるものではない。

(※3) 同居家族等の待機期間が終了した後も、当該検査陽性者の療養が終了するまでは、当該濃厚接触者においても検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること。

なお、本取扱いは、令和4年2月2日より適用となり、同日時点で濃厚接触者である者にも適用される。

### ●濃厚接触者について

- ・原則、7日間で8日目に解除
- ・社会機能維持者の業務への従事が事業の継続に必要である場合は、事業者の費用負担により、4日目及び5日目の抗原定性検査で陰性確認後、5日目から解除が可能
- ・ただし、10日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や会食等を避けること等の感染対策を求める

なお、本取扱いは、令和4年1月28日より適用となり、同日時点で濃厚接触者である者や療養中である無症状患者にも適用される。

### ●無症状患者について

- ・検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除が可能
- ・濃厚接触者と同様、10日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態や会食等を避けること等の感染対策を求める

なお、本取扱いは、令和4年1月28日より適用となり、同日時点で濃厚接触者である者や療養中である無症状患者にも適用される。